

# パブリック・コメントの報告

○「ICD-11準拠の統計分類の変更（基本・疾病・死因分類表案）」について、令和7年4月1日から令和7年4月15日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリック・コメントを、厚生労働省において実施いたしました。

○その結果、募集期間において、10件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の要旨と、それに対する考え方について取りまとめましたので、御報告いたします。

No.	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	統計分類の切替に当たっては、数年間は旧分類と新分類を並行運用して、旧分類と新分類の実務上でのデータの表れ方の違いを明確にさせ、新分類だけになっても旧分類のデータと正確に比較できるようにしておくべきである。	原則として、新分類が告示された場合、旧分類は廃止される見込みですが、統計データの比較に関する御意見として、今後の参考とさせていただきます。
2	ICD-11は常に更新されているが、どの時点のものをベースに統計分類案を作成しているのか。	基本分類表案は、2023年1月に公表されたICD-11の死亡・疾病統計分類（ICD-11 for Mortality and Morbidity Statistics：MMS）に記載されているコードを使用（1-25章のみ）し、疾病分類表案、死因分類表案も同じ2023年1月版のMMSをベースにしています。
3	パブリック・コメントの期間が30日未満なのはなぜか。	本件については、任意でパブリック・コメントを実施したものであるため、30日未満の実施としました。
4	基本分類コード：AB18 について、基本分類名が#NAME?となっている。	御指摘をいただき、ありがとうございます。正しい分類名案である「耳小骨の離断又は変位」に修正いたします。
5	その他（個別の基本分類案等についての御意見（個別の基本分類案等についての見解等）	個別の基本分類案等についての御意見として、今後の参考とさせていただきます。

※ 同様の趣旨の御意見は適宜集約してお示しております。